

ショートステイ晏慈

【指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所 単独・ユニット型個室】
料 金 表 (目 安)

令和6年6月1日～

【1割負担】

第一段階(市町村民税非課税世帯:生活保護受給)

単位/円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	561	681	746	815	891	959	1,028
支給限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
保険適用利用日数(ショートステイのみ利用)	8日	14日	19日	21日	26日	28日	30日
加算	夜勤職員配置加算Ⅱ(1日分)	0	0	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ(1日分)	0	0	4	4	4	4
	機能訓練体制加算(1日分)	12	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ(1日分)	65	78	88	96	105	112
食費	300	300	300	300	300	300	300
居住費	820	820	820	820	820	820	820
利用料	1日分	1,758	1,891	1,988	2,065	2,150	2,225
	保険適用利用日数分	14,062	26,478	37,775	43,364	55,888	62,306
	全額自己負担(1日分)	9,831	11,161	12,131	12,901	13,751	14,501

第二段階(市町村民税非課税世帯:年収80万円以下)

単位/円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	561	681	746	815	891	959	1,028
支給限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
保険適用利用日数(ショートステイのみ利用)	8日	14日	19日	21日	26日	28日	30日
加算	夜勤職員配置加算Ⅱ(1日分)	0	0	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ(1日分)	0	0	4	4	4	4
	機能訓練体制加算(1日分)	12	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ(1日分)	65	78	88	96	105	112
食費	600	600	600	600	600	600	600
居住費	820	820	820	820	820	820	820
利用料	1日分	2,058	2,191	2,288	2,365	2,450	2,525
	保険適用利用日数分	16,462	30,678	43,475	49,664	63,688	70,706
	全額自己負担(1日分)	9,831	11,161	12,131	12,901	13,751	14,501

第三段階①(市町村民税非課税世帯:年収80万円超120万円以下)

単位/円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	561	681	746	815	891	959	1,028
支給限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
保険適用利用日数(ショートステイのみ利用)	8日	14日	19日	21日	26日	28日	30日
加算	夜勤職員配置加算Ⅱ(1日分)	0	0	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ(1日分)	0	0	4	4	4	4
	機能訓練体制加算(1日分)	12	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ(1日分)	65	78	88	96	105	112
食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
居住費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
利用料	1日分	2,948	3,081	3,178	3,255	3,340	3,415
	保険適用利用日数分	23,582	43,138	60,385	68,354	86,828	95,626
	全額自己負担(1日分)	9,831	11,161	12,131	12,901	13,751	14,501

第三段階②(市町村民税非課税世帯:年収120万円超世帯)

単位/円

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	561	681	746	815	891	959	1,028
支給限度額	5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
保険適用利用日数(ショートステイのみ利用)	8日	14日	19日	21日	26日	28日	30日
加算	夜勤職員配置加算Ⅱ(1日分)	0	0	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ(1日分)	0	0	4	4	4	4
	機能訓練体制加算(1日分)	12	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ(1日分)	65	78	88	96	105	112
食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
居住費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
利用料	1日分	3,248	3,381	3,478	3,555	3,640	3,715
	保険適用利用日数分	25,982	47,338	66,085	74,654	94,628	104,026
	全額自己負担(1日分)	9,831	11,161	12,131	12,901	13,751	14,501

第四段階(市町村民税課税世帯)

単位/円

要介護度		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金		561	681	746	815	891	959	1,028
支給限度額		5,032	10,531	16,765	19,705	27,048	30,938	36,217
保険適用利用日数(ショートステイのみ利用)		8日	14日	19日	21日	26日	28日	30日
加算	夜勤職員配置加算Ⅱ(1日分)	0	0	18	18	18	18	18
	看護体制加算Ⅰ(1日分)	0	0	4	4	4	4	4
	機能訓練体制加算(1日分)	12	12	12	12	12	12	12
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ(1日分)	65	78	88	96	105	112	120
食費		1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
居住費		2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
利用料	1日分	4,089	4,222	4,319	4,396	4,481	4,556	4,633
	保険適用利用日数分	32,710	59,112	82,064	92,315	116,494	127,574	138,990
	全額自己負担(1日分)	9,831	11,161	12,131	12,901	13,751	14,501	15,271

～備考～

◇介護職員等処遇改善加算について

(基本料金+各加算)×11.3%=介護職員等処遇改善加算Ⅲ

上記の計算をもとに算出されるため、各加算の算定によって「介護職員等処遇改善加算」の額は変動します。

◇その他必要時に算定される加算

*送迎加算・・・片道184円(通常の送迎地域内)

*緊急時短期入所受入加算・・・緊急で受け入れてから7日間(やむを得ない事情で、その間に適切な対応ができない場合は最長14日間)は、1日90円を算定させていただきます。

◇連続30日を超過する場合の利用料について

連続30日を超過する利用については、31日目は介護保険適用外なので、利用される場合は全額自己負担となります。(介護予防、要介護ともに)

尚、要介護1～5のご利用者様は、連続利用31日目～60日目の利用料については、1日30円減額となります。

連続利用61日目以降は基本料金が次のとおりとなります。 ※1日30円の減額はなくなります。

・要介護1:¥670 ・要介護2:¥746 ・要介護3:¥815 ・要介護4:¥886 ・要介護5:¥955

また、介護予防のご利用者様は、連続利用31日目以降は基本料金が次のとおりとなります。

・要支援1:¥670×75%≒¥503 ・要支援2:¥670×93%≒¥623

◇持ち込み家電類等の電気代について

家電類等をお持ち込みになられた場合、次のとおり別途料金を徴収いたしますので、お持ち込みの際は申告してください

・冷蔵庫:1日70円 ・テレビ:1日60円 ・その他:1日50円

*使用・不使用問わず徴収いたします。

*携帯電話の充電器に関しては、8日目から徴収いたします。